

<別紙料金表>

地域密着型特定施設入居者生活介護

清谿園ケアハウスしゅうゆう

利用料金表

令和7年4月～

1 ケアハウス基本費用 (年間収入に応じて利用料金が分かれています)

	年間収入	月額利用料					
	収入による階層区分	サービス提供に要する費用	生活費	居住に関する費用(管理費)	冬季加算(11月～3月)	基本費用合計(4月～10月)	基本費用合計(11月～3月)
1	1,500,000円以下	10,000	48,764	33,000	2,160	91,764	93,924
2	1,500,001円～ 1,600,000円	13,000	48,764	33,000	2,160	94,764	96,924
3	1,600,001円～ 1,700,000円	16,000	48,764	33,000	2,160	97,764	99,924
4	1,700,001円～ 1,800,000円	19,000	48,764	33,000	2,160	100,764	102,924
5	1,800,001円～ 1,900,000円	22,000	48,764	33,000	2,160	103,764	105,924
6	1,900,001円～ 2,000,000円	25,000	48,764	33,000	2,160	106,764	108,924
7	2,000,001円～ 2,100,000円	30,000	48,764	33,000	2,160	111,764	113,924
8	2,100,001円以上	31,000	48,764	33,000	2,160	112,764	114,924

①サービス提供に要する費用(事務費)・・・施設運営上の人件費、施設管理費等

②生活費・・・食材料費、共有部分に係る光熱費と維持管理費

③居住に関する費用(管理費)・・・家賃相当額

2 介護保険自己負担分(負担割合1割の場合)

要介護度	基本報酬 ① 1日単位	基本報酬 ①×30日 ② 月単位	個別機能訓練 加算(Ⅰ) ③ 1日単位	サービス提供 体制加算 (Ⅰ) ④ 1日単位	処遇改善加算(Ⅰ) ⑤ 月単位 $((③+④) \times 30) + ② \times 12.8\%$	介護費用月額 $((③+④) \times 30) + ② + ⑤$ (30日)
要介護1	546	16,380	12	22	2,227	19,627
要介護2	614	18,420			2,488	21,928
要介護3	685	20,550			2,761	24,331
要介護4	750	22,500			3,011	26,531
要介護5	820	24,600			3,279	28,899

※利用料は、介護報酬の告示上の額とし、介護保険負担割合証に定める割合の額になります。

<加算給付> ※加算給付については、入居者それぞれの状態によって変わってきます。

① 個別機能訓練加算（Ⅰ）・・・12単位／日

個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・20単位／月

個別機能訓練加算（Ⅰ）は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定します。

② サービス提供体制加算（Ⅰ）・・・22単位／日

厚生労働省が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、入居者に対して地域密着型特定入居者生活介護を行った場合に算定します。

③ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）・・・3単位／日

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入居者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。（日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する入居者が対象）

④ 科学的介護推進体制加算・・・40単位／月

入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を地域密着型特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算・・・20単位／回

利用開始時及び利用中6月ごとに入居者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

⑥ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・10単位／月

利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う。

以上の要件を満たした場合に算定します。

<介護職員等処遇改善加算Ⅰ>

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に12.8%の加算率を乗じる。

経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。

3 上記1と2の合計金額の一覧表（負担割合1割の場合）

	年間収入	月額利用料（30日の場合）				
	収入による階層区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	1,500,000円以下	113,551	115,852	118,255	120,455	122,823
2	1,500,001円～ 1,600,000円	116,551	118,852	121,255	123,455	125,823
3	1,600,001円～ 1,700,000円	119,551	121,852	124,255	126,455	128,823
4	1,700,001円～ 1,800,000円	122,551	124,852	127,255	129,455	131,823
5	1,800,001円～ 1,900,000円	125,551	127,852	130,255	132,455	134,823
6	1,900,001円～ 2,000,000円	128,551	130,852	133,255	135,455	137,823
7	2,000,001円～ 2,100,000円	133,551	135,852	138,255	140,455	142,823
8	2,100,001円以上	134,551	136,852	139,255	141,455	143,823

※利用料は、介護報酬の告示上の額とし、介護保険負担割合証に定める割合の額になります。

4 その他の費用

- ①自室の電気料金（各居室に設置されている電気メーター検針し、使用量に応じていただきます）
- ②水道料金（一律 1,000円）
- ③おむつ代、理美容費用、個人的な生活用品
- ④病院を受診された場合の診察代や薬代等
- ⑤預り金、貴重品の管理、文書通信代、行政代行手続き